

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年12月5日提出
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	MAXIS JPX 日経中小型株指数上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年4月14日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還の手続きを開始することの決定に伴い、所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2023年 4月15日から2024年 4月15日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

<訂正後>

2023年 4月15日から2024年 4月15日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

繰上償還が決定した場合、取得の申込期間は2024年3月19日までとし、2024年4月16日をもって信託を終了する予定です。くわしくは(12)その他をご確認ください。

(12)【その他】

<更新後>

【信託終了（繰上償還）および重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ】

以下の内容は、2023年12月1日付の適時開示情報を基に記載したものです。

委託会社は、当ファンドにつきまして、繰上償還および付随する重大な約款変更を行うため、法令の規定に従い書面決議の手続きを行うことを予定しております。当該書面決議においては、2024年1月16日を基準日として設定し、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と定めました。

なお、当該繰上償還および付随する重大な約款変更にかかる書面決議が可決された場合、2024年4月14日付で約款変更を実施し、2024年4月16日を信託終了日として繰上償還する予定です。

書面決議の結果については、委託会社のホームページにてお知らせいたします。
(<https://www.am.mufg.jp/>)

当ファンドの繰上償還が決定した場合、最終売買日(2024年4月12日)までは東京証券取引所での売買が可能です。

<重大な約款変更の概要>

1. 繰上償還および付随する約款変更に関する日程（予定）

書面決議の対象受益者の確定基準日	2024年1月16日（火）
書面決議に関する書類発送日	2024年2月19日（月）
議決権行使書面による議決権行使期限	2024年3月11日（月）
書面決議日	2024年3月13日（水）
買取請求開始日（予定）	2024年3月14日（木）
買取請求終了日（予定）	2024年4月2日（火）
約款変更実施日（予定）	2024年4月14日（日）
信託終了日（予定）	2024年4月16日（火）
償還金支払い開始日（予定）	2024年5月24日（金）

2. 東京証券取引所における売買に関する日程（予定）

「監理銘柄（確認中）」への指定	2023年12月1日（金）
「整理銘柄」への指定	2024年3月13日（水）
東京証券取引所における最終売買日	2024年4月12日（金）
上場廃止日	2024年4月14日（日）

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

3. 繰上償還および付随する約款変更の内容および理由

<内容>

- ・本ETFの信託期間を無期限から2024年4月16日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。
- ・繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行います。

<理由>

本ETFは2017年4月4日に純資産9億円で設定され、2017年4月5日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、本ETFの「運用の基本方針」に則り、対象インデックス（JPX日経中小型株指数）の採用銘柄を投資対象として、本ETFの基準価額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることをめざして運用を行ってまいりましたが、純資産総額は減少傾向にあり、2023年10月末現在、3億円となっています。また、受益権口数は1万8千口と、信託約款に規定する5万口を下回った状態にあります。

このような状況を受け、弊社では、本ETFの対象インデックスへの連動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、本ETFを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

4. 書面決議の判定

上記に関する繰上償還および付随する約款変更は、2024年2月19日頃にお送りいたします書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内（2024年2月20日から2024年3月11日）に賛成の意思表示をされた受益者（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2024年1月16日現在の受益権口数が、同日現在の受益者の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

5. 書面決議に反対された受益者の買取請求

議案に関する書面決議が可決された場合、上記の繰上償還および付随する約款変更に反対された受益者は、「投資信託及び投資法人に関する法律第18条」に基づいて、2024年3月14日から2024年4月2日までの間に、本ETFの受託会社に対して、2024年1月16日時点で保有する受益権について当該信託財産をもって買取を同社所定の手続きに基づいて請求することができます。

なお、書面決議に反対された受益者が必ず買取請求しなければならないわけではありません。

6. 取得申込および交換請求の停止

議案に関する書面決議が可決された場合、本ETFの取得申込は2024年3月21日以降、交換請求は2024年4月4日以降、受け付けないこととします。

当ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご認識の上、お申し込み下さいますようお願い申し上げます。

<ご参考>

MAXIS JPX 日経中小型株指数上場投信
投資信託約款の新旧対照表

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託期間）</p> <p>第5条 この信託の期間は、<u>信託契約締結日から2024年4月16日までとします。</u></p>	<p>（信託期間）</p> <p>第5条 この信託は、<u>期間の定めを設けません。</u>ただし、<u>第49条第1項および第2項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託期間終了日までとします。</u></p>
<p>（収益分配金および償還金の払込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第40条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p><u>② 受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p><u>③ 受託者は、前各項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。</u></p>	<p>（収益分配金の払込みと支払いに関する受託者の免責）</p> <p>第40条 受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p><u><追加></u></p> <p><u>② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。</u></p>
<p>（収益分配金および償還金の支払い）</p> <p>第41条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。</p> <p><u><削除></u></p> <p><u>② 前項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式に</u></p>	<p>（収益分配金の支払い）</p> <p>第41条 受託者は、計算期間終了日において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）として、当該名義登録受益者に収益分配金を支払います。</p> <p><u>② 受託者は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p> <p><u>③ 第1項に規定する収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>より行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</p> <p>③ <u>償還は、信託終了日現在において第17条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p>④ <u>信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u></p> <p>⑤ <u>前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。</u></p> <p>⑥ <u>受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第17条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u></p>	<p>により行うものとします。なお、名義登録受益者が第17条第3項に規定する金融商品取引所の会員と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</p> <p><追加></p> <p><追加></p> <p><追加></p> <p><追加></p>
(収益分配金および <u>償還金</u> の時効)	(収益分配金ならびに信託終了時の交換有価証券等および <u>買取代金</u> の時効)

変更後（新）	変更前（旧）
<p>第42条 受益者が、収益分配金については前条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、<u>ならびに信託終了による償還金については前条第5項に規定する支払開始日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u></p> <p><u><削除></u></p>	<p>第42条 受益者が、収益分配金については前条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p> <p>② <u>受益者が、信託終了時における交換による有価証券、信託終了に係る金銭および買取りに係る金銭については信託終了日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、受託者により振替機関等の口座への増加の記載または記録が行われた有価証券および受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u></p>
<p>第47条 <u><削除></u></p>	<p><u>(信託終了時の交換等)</u></p> <p>第47条 <u>委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとし、</u></p> <p>② <u>前項の交換は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において行うものとし、</u></p> <p>③ <u>第1項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。</u></p> <p>④ <u>対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額(売却するのに必要な経費を控除した後の金額)</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<p>とします。</p> <p>⑤ <u>前項の規定により信託財産が買取った受益権については、前項の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。</u></p> <p>⑥ <u>委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第1項による交換を行うときは、当該受益者から第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>⑦ <u>第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。</u></p> <p>⑧ <u>委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（前項の規定により信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</u></p> <p>⑨ <u>第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに委託者の指定する第一種金融商品取引業者が買取りを行うことを原則とします。</u></p> <p>1. <u>第1項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権</u></p> <p>2. <u>第1項における一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）</u></p> <p>⑩ <u>委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、前項の買取りを行うときは、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u></p> <p>⑪ <u>信託終了に係る金銭は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受</u></p>

変更後（新）	変更前（旧）
	<p><u>益者である委託者の指定する第一種金融商品取引業者に支払います。なお、当該第一種金融商品取引業者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託を終了するのと引換えに、信託終了に係る金銭に相当する受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p>
<p>（質権口記載または記録の受益権の取扱い） 第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受け、交換有価証券の交付および<u>償還金</u>の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</p>	<p>（質権口記載または記録の受益権の取扱い） 第57条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受け、交換有価証券の交付および<u>信託終了に係る金銭</u>の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</p>

以上

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

（5）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

2. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。

なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税を選択することもできます。

3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

特定株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は2023年12月末までの制度となります。

2024年1月1日以降、NISAの拡充・恒久化が図られ、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

1. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について、他の法人所得と合算して課税されます。

2. 収益分配金の受取り時

15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可

能です。益金不算入の取扱いは、株式の配当金と同様となります。

3. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記1.と同様の取扱いとなります。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2023年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

第2【管理及び運営】

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

解約の受付

解約の請求はできません。（受託会社が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）

交換の受付

受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。原則、交換請求受付日の午後3時までに受け付けた交換請求（当該交換請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該交換請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に交換請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を交換請求受付日とする請求はできません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々9営業日前から起算して10営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、交換請求の受付を行うことができます。

受益者の交換請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

交換の方法

受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、販売会社所定の方法で行うものとします。

委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。

委託会社は、受託会社に対し、上記により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。）の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相

当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券(当該発行会社の株式を除きます。)を交換するよう指図するものとします。なお、この場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社は、交換の請求を取り次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社はその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の交換請求に対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券(本項において「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。

交換単位等

委託会社が定める一定口数(「交換請求口数」といいます。)

交換に係る受益権の評価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

交換手数料

販売会社が定める額

交換手数料は販売会社にご確認ください。

交付有価証券

原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に交換請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については販売会社の営業所等において行われます。

交換請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた交換請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとします。

買取り

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、午後3時までに受け付けた請求については当日を受付日としてその受益権を買い取ります。ただし、2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとします。

詳しくは販売会社にご確認ください。

<訂正後>

解約の受付

解約の請求はできません。（受託会社が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）

交換の受付

繰上償還が決定した場合、交換請求は2024年4月4日以降、受け付けないこととします。

受益者は自己に帰属する受益権と信託財産に属する有価証券との交換（「交換」といいます。）を請求できます。原則、交換請求受付日の午後3時までに受け付けた交換請求（当該交換請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当該交換請求受付日の請求とします。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に交換請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

ただし、以下の日を交換請求受付日とする請求はできません。

1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々9営業日前から起算して10営業日以内
3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間
4. 計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
5. ファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
6. 委託会社が、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき

なお、委託会社は、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、交換請求の受付を行うことができます。

受益者の交換請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

交換の方法

受益者が交換の請求をするときは、販売会社に対し、販売会社所定の方法で行うものとします。

委託会社は、交換の請求を受け付けた場合には、受益者から提示された口数から受益者が取得できる個別銘柄の有価証券の数と、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切り上げます。）を計算します。

委託会社は、受託会社に対し、上記により計算された口数の受益権と信託財産に属する有価証券のうち取引所売買単位（金融商品取引所が定める一売買単位をいいます。）の整数倍となる有価証券を交換するよう指図します。

交換の請求を行った受益者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である場合には、原則として、委託会社は、交換に要する受益権の口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる有価証券（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。なお、この場合、当該交換の請求を受益者から受け付けた販売会社は、交換の請求を取り次ぐ際に委託会社にその旨を書面をもって通知するものとします。この通知が交換の請求の取次ぎの際に行われなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取り次いだ販売会社はその責を負うものとします。

委託会社は、発行会社等による大口の交換請求に対し、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。

受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券（本項において「配当落ち銘柄等」といいます。）が含まれる場合は、委託会社

は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。

交換単位等

委託会社が定める一定口数（「交換請求口数」といいます。）

交換に係る受益権の評価額は交換請求受付日の基準価額とします。この場合において、受益者が交換によって取得する個別銘柄の有価証券の数は、交換請求受付日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

交換手数料

販売会社が定める額

交換手数料は販売会社にご確認ください。

交付有価証券

原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に交換請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については販売会社の営業所等において行われます。

交換請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、信託約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた交換請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとします。

買取り

販売会社は、次に該当する場合で受益者の請求があるときは、午後3時までに受け付けた請求については当日を受付日としてその受益権を買い取ります。ただし、2.の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権

2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行うときは、販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとします。

詳しくは販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

無期限（2017年4月4日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

<訂正後>

無期限（2017年4月4日設定）

繰上償還が決定した場合、2024年4月16日まで（2017年4月4日設定）となります。
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

4【受益者の権利等】

<更新後>

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

受益者（計算期間終了日において受益者名簿に名義登録^(注)されている受益者（「名義登録受益者」といいます。）とします。）は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式等により支払われます。
- ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(注) 受託会社は、ファンドに係る受益者名簿を作成し、受益者について、その氏名または名称、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同法同条に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。また、計算期間終了日において、社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）その他受託会社の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

受益者は、ファンドの受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。）を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

名義登録は、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間に於いて名義登録を停止するものとします。

(2) 信託終了時の交換請求権

受益者は、信託が終了するときは、持分に於いて交換を請求する権利を有します。

- ・委託会社が別に定める一定口数以上の受益権を有する受益者に対しては、信託財産に属する有価証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引換えに交換するものとします。
- ・交換は、販売会社の営業所において行うものとします。
- ・交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- ・信託終了時の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託会社が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。
- ・次の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに販売会社が買取りを行うことを原則とします。
 1. 受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権
 2. 一定口数に満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）

- ・販売会社は、信託終了時の交換および買取りを行うときは、当該受益者から販売会社が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。
- ・受益者が、信託終了時における交換による有価証券、信託終了に係る金銭および買取りに係る金銭について信託終了日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、交換する場合には、委託会社は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買い取ることを受託会社に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。信託財産が買い取った受益権については、個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。

繰上償還が決定した場合、2024年4月14日以降は「（2）信託終了時の交換請求権」について以下の内容に変更となる予定です。

（2）償還金に対する受領権

受益者^{*}は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

- * 受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。

償還金は、原則として、受託会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から信託終了時受益者に対して支払います。信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。ただし、当該受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

委託会社は2023年10月1日にエム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更しました。

2023年9月29日現在における三菱UFJ国際投信株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	862	26,640,348
追加型公社債投資信託	16	1,581,558
単位型株式投資信託	89	403,864
単位型公社債投資信託	49	98,372
合計	1,016	28,724,142

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

（ご参考）2023年9月29日現在におけるエム・ユー投資顧問株式会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	35	233,496
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	12	32,898
単位型公社債投資信託	1	6,688
合計	48	273,081

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。